別表

加工費率の反映率の評価基準

基準項目	評価項目			評価基準	評価内容
原価情報等開示	経費率算定資料一式の提出時期			経費率算定資料の提出依頼文書に記載した提出期限までに提出した場合	提出期限までに提出
				経費率算定資料の提出依頼文書に記載した提出期限を超えて提出した場合	提出期限を超えて２週間以内に提出
					提出期限を超えて１か月以内に提出
					提出期限を超えて１か月と２週間以内に提出
					提出期限を１か月と２週間以上を超えて提出
					（加点項目）提出可能な資料を適時提出した場合は、資料一式の提出時期に応じた評価点に加点
				※合理的と認められる理由により提出が遅れたものについては、提出期限を再設定し評価すること。 ※一度資料一式を提出したものの、不備等により経費率算定業務に支障を来たすほどの大幅な差替え（各様式の内容に疑義・不足があり、算定業務を行えない状況にある）や差替えの頻発などが生じ、適切な資料提出だったとは認められない場合は、算定業務のための適切な資料一式が整ったと判断できた時点を以て資料の提出と認め評価すること。	
	経費率調査への対応	品質管理資料の	様式の一致	様式又は様式に対応する資料が漏れなく揃っていること	資料が漏れなく揃っている
					資料が揃っていない
			変更事由（時点更新を除く。）の明示	前年度から考え方を変更した点について、経費率算定資料や補足資料で明示していること	明示している、又は変更がない
					明示していない
		調査への協力度合い	情報の開示	経費率算定担当者が必要とする情報を漏れなく開示していること（提示・提出は問わない）	開示している
					開示していない
			変更事由（時点更新を除く。）の説明	前年度から考え方を変更した点について、経費率算定資料や補足資料を用いて事前又は資料提出時に説明していること	説明している、又は変更がない
					説明していない
			質問への回答	回答期限の遵守や期限に間に合わない場合には連絡していること	連絡している、又は連絡の必要がない
					連絡していない
			適切な対応者（実地調査時）	調査事項に関して、詳細を正確に把握する責任者や担当者等が説明や質疑に対応していること	適切な者が対応している
					適切な者が対応していない
	予定価格算定への対応			契約担当官等からの調達の実績資料の提供の求めに応じていること	予定価格算定に当たって官が要求した実際原価について、ほぼ常に、かつ、内容的にも十分に開示している。
					予定価格算定に当たって官が要求した実際原価について、ほぼ常に、かつ、内容的にも十分に開示しているとまでは言えない。

基準項目	評価項目	評価基準	評価内容		
効率化努力	加工費率計算値	今年度計算値＜前年度計算値			
		今年度計算値≧前年度計算値	操業の減少に対して	加工費額（費用）の増加	操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が１％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が１％を超え２％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が２％を超え３％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が３％を超え４％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が４％を超え５％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が５％を超え６％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が６％を超え７％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が７％を超え８％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が８％を超え１０％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が１０％を超え１２％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が１２％を超え１５％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が１５％を超える
				加工費額（費用）の減少	操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が１％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が１％を超え２％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が２％を超え３％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が３％を超え４％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が４％を超え５％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が５％を超え６％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が６％を超え７％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が７％を超え８％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が８％を超え１０％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が１０％を超え１２％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が１２％を超え１５％以下
					操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が１５％を超える
			操業の増加に対して	加工費額（費用）の増加	加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が１％以下
					加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が１％を超え２％以下
					加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が２％を超え３％以下
					加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が３％を超え４％以下
					加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が４％を超え５％以下
					加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が５％を超え６％以下
					加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が６％を超え７％以下
					加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が７％を超え８％以下
					加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が８％を超え１０％以下
					加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が１０％を超え１２％以下
					加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が１２％を超え１５％以下
					加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が１５％を超える
			加点項目	操業の変動における防漏の寄与度に応じて負担（調整）	※加工費率の算定に用いる費用又は操業が、直接工数や人員等の防漏割合による按分で算出した値となっている場合には、本評価項目における防漏割合の測定対象は当該操業とはせず、按分前の操業を対象とするものとする。